

# 令和 1 年度 行田市市民活動やる気応援助成金募集要項

『市民活動やる気応援助成金』は、地域のために活動するNPO、ボランティア、自治会など、市民の「やる気」を応援するものです。

また、NPO法人等の活動開始期の基盤整備も支援します。

なお、助成事業は、「**新たな取組応援事業**」と「**スタート応援事業**」の2種類あります。

## 【概要】

### ○新たな取組応援事業

#### 1 対象団体・対象事業

10人以上で構成され、市内に主たる事務所を置くNPO若しくは地域活動団体が次の(1)～(3)のいずれかで新たに取り組む事業（政治、宗教及び営利を目的とするものは除く）を対象とします。

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| (1) “ひとの元気” 事業 | 例：子育て、教育、福祉など      |
| (2) “地域の元気” 事業 | 例：支え合い、防犯、防災など     |
| (3) “まちの元気” 事業 | 例：観光、国際、環境、文化、歴史など |

#### 2 対象経費

助成の対象となる経費は、事業に直接的に係る経費とします。ただし、次に掲げる経費については助成金の交付対象となりません。

- (1) 団体の事務費などの経常的経費
- (2) 団体の事務所等を維持するための経費
- (3) 団体の構成員による飲食費、交通費及び宿泊費
- (4) 団体の事務員に対する人件費及び謝礼
- (5) その他助成することが適当でないと認められる経費

#### 3 対象期間

助成対象期間は助成を実施する当該年度の交付決定日から翌年2月末日までとします。

#### 4 助成率及び上限額

助成金は、1 団体につき 1 年度 1 事業とし、交付対象経費の 2 分の 1 以内で 10 万円を限度として、予算の範囲内（令和 1 年度は 40 万円）で交付します。

#### 5 交付時期

助成の時期は、原則、事業完了後に実績を確認した後とします。

ただし、事業実施に先立ち、必要と認められる場合は、実施前に助成することも可能です。その場合は、ご相談ください。

### 〇スタート応援事業

#### 1 対象団体・対象事業

市内に主たる事務所を置く NPO 法人で設立後 3 年以内の団体又は助成金申請後 1 年以内に NPO 法人格の取得をしようと活動する団体が、活動開始期の基盤整備を行うものを対象とします。ただし、法人化へ向けた取組み実績が必要となります。

例：地域振興センターに法人化に向けた相談を実施済みなど

#### 2 助成対象経費

助成の対象となる経費は、活動開始期の基盤整備に係る経費とします。

例：広報活動、人材育成、備品購入など（購入した備品については、NPO 法人格取得後は、特定非営利活動促進法第 32 条の規定に従っていただきます。）

ただし、次に掲げる経費については助成金の交付対象となりません。

- (1) 団体の事務費などの経常的な経費
- (2) 団体の事務所等を維持するための経費
- (3) 団体の構成員による飲食費、交通費及び宿泊費
- (4) 団体の事務員に対する人件費及び謝礼
- (5) その他、助成することが適当でないと認められる経費。

#### 3 助成率及び上限額

助成金は、1 団体 1 回のみとし、交付対象経費の 2 分の 1 以内で 5 万円を限度として予算の範囲内（令和 1 年度は 40 万円）で交付します。

#### 4 交付時期

助成金交付時期は、交付決定通知後、請求に基づき交付します。

## 【事業提案からの流れ】

事業提案から事業完了までの流れは次に掲げるとおりです。

なお、助成金提案時の書類作成から、事業完了まで事業計画書に沿った内容で事業が行われているかを、市民公益活動推進委員会（以下「委員会」という。）が活動や団体へのアドバイスなどを行いながら、充実した活動となるようお手伝いをします。

### 1 提案

助成金の交付を受けようとする団体は、行田市市民活動やる気応援助成金事業提案書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

#### (1) 新たな取組応援事業を提案する場合

- ① 新たな取組応援事業計画書（様式第2号）
- ② 事業詳細計画書（様式第4号）
- ③ 収支予算書（様式第5号）
- ④ 会員名簿（様式第6号）
- ⑤ 団体の定款又はこれに準ずるもの
- ⑥ 活動実績一覧（様式第7号）
- ⑦ その他助成金の審査において市長が必要と認める書類

#### (2) スタート応援事業を提案する場合

- ① スタート応援事業計画書（様式第3号）
- ② 事業詳細計画書（様式第4号）
- ③ 収支予算書（様式第5号）
- ④ 会員名簿（様式第6号）
- ⑤ 団体の定款又はこれに準ずるもの
- ⑥ 活動実績一覧（様式第7号）
- ⑦ 認証書又はNPO法人化に向けた取組実績が確認できる書類
- ⑧ その他助成金の審査において市長が必要と認める書類

### 2 受付期間

令和1年12月10日まで。

第1期      6月10日（月）まで      第2期      9月10日（火）まで

第3期      12月10日（火）まで

※ただし、予算がなくなり次第、終了となります。

### 3 提出方法

持参、郵送、Eメールで提出してください。

### 4 委員会での提案

提案団体は公開で行われる委員会に出席し、提案書の事業内容について、直接委員会に対し提案説明を行っていただきます。

### 5 審査

審査は、委員会が、次ページに掲げる「新たな取組応援事業審査、評価基準」又は「スタート応援事業審査、評価基準」に基づき行います。

## 6 審査基準・評価基準

審査基準及び評価基準は、下表のとおりです。

審査は、下表の各審査項目に対し、審査基準及び評価基準を用いて行われます。

### 新たな取組応援事業審査、評価基準

| 審査項目              | 審査基準                                                                                                                                                                                             | 評価基準                           | 係数    |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------|
| 課 題<br>(配点：10点)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のニーズや課題を把握した内容となっている。</li> <li>・実現性のある内容となっている。</li> <li>・新たな発見や気づきがある。</li> <li>・特定の個人や団体の利益、趣味や娯楽が主目的の活動ではない。</li> <li>・会員相互の親睦活動になっていない。</li> </ul> | 各審査項目共通<br>A：大変よく当てはまる<br>(5点) | ×2.0  |
| 新規性<br>(配点：5点)    | ・団体が今まで取り組んだことがない新たな内容となっている。                                                                                                                                                                    | B：よく当てはまる<br>(4点)              | ×1.0  |
| 公益性<br>(配点：3.75点) | ・事業内容の公益性が明確となっている。                                                                                                                                                                              | C：当てはまる<br>(3点)                | ×0.75 |
| 継続性<br>(配点：3.75点) | ・翌年度以降の活動に活かせる内容となっている。                                                                                                                                                                          | D：少し当てはまる<br>(2点)              | ×0.75 |
| やる気<br>(配点：7.5点)  | ・事業実施にあたっての熱意が感じられる。                                                                                                                                                                             | E：当てはまらない<br>(0点)              | ×1.5  |
| 委員の評価点： 点 (30点満点) |                                                                                                                                                                                                  |                                |       |

※各委員の評価点の平均が2.4点以上で採択となります。

### スタート応援事業審査、評価基準

| 審査項目              | 審査基準                                                                                                                     | 評価基準                           | 係数   |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------|
| 意 欲<br>(配点：10点)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の活動目的、目標が明確となっている。</li> <li>・NPO法人化への本気度が感じられる。</li> </ul>                     | 各審査項目共通<br>A：大変よく当てはまる<br>(5点) | ×2.0 |
| 資 金<br>(配点：5点)    | ・団体の自主的な財源を確保しようとしている。<br>(会費等)                                                                                          | B：よく当てはまる<br>(4点)              | ×1.0 |
| 継続性<br>(配点：5点)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の組織的な活動ができる体制が整っている。<br/>(役割、担い手等)</li> <li>・適正な事業計画及び資金計画が作成されている。</li> </ul> | C：当てはまる<br>(3点)                | ×1.0 |
|                   |                                                                                                                          | D：少し当てはまる<br>(2点)              |      |
|                   |                                                                                                                          | E：当てはまらない<br>(0点)              |      |
| 委員の評価点： 点 (20点満点) |                                                                                                                          |                                |      |

※各委員の評価点の平均が1.6点以上で採択となります。

## 7 結果通知

採択事業は、委員会の審査に基づき市長が決定します。決定事項は、行田市市民活動やる気応援助成金事業採択（不採択）通知書（様式第8号）により通知します。

## 8 助成金の交付申請

行田市市民活動やる気応援助成金事業採択（不採択）通知書により、採択する旨の通知を受けたら、行田市補助金等交付規則に定める「補助金等交付申請書」を提出してください。

## 9 事業の開始

補助金等交付申請書提出後、内容を審査後、「補助金等交付決定通知書」により通知しますので、必ず交付決定通知後に事業を開始してください。

## 10 事業内容の変更及び中止

事業が実施できなかった場合又は事業内容や支出項目が申請内容と異なった場合は、速やかにご連絡ください。計画変更申請書や中止申請書をご提出いただくことがあります。

## 11 実績報告書

事業完了後、所定の「補助事業等実績報告書」に、次に掲げる書類（任意様式）を添えて1か月以内に提出してください。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等支出が確認できるもの
- (3) 写真
- (4) その他、事業成果が確認できるチラシ、パンフレット等の資料

## 12 助成金の確定

実績報告書提出後、「補助金等確定通知書」により通知します。

## 13 請求

補助金等確定通知書による通知後、速やかに「補助金等交付請求書」を提出してください。（スタート応援事業は除く。）

## 14 振込み

請求書の提出後、1か月以内に振り込みます。

ただし、書類に不備があった場合には、この限りではありません。

## 15 情報発信

助成金の交付を受けた団体は、実施した事業成果を、広く多くの市民に公開していただきます。

又、市のホームページへの情報提供や市長が企画する情報発信等の場において、必要な協力をしていただきます。

なお、詳細については、改めてご連絡いたします。

【申し込み・問い合わせ】

行田市市民生活部地域づくり支援課

協働推進担当 ⑩番窓口

所在地 〒361-8601

行田市本丸2-5

電話 048-556-1111（内線253）

FAX 048-556-3083

Eメール [chiikizukuri@city.gyoda.lg.jp](mailto:chiikizukuri@city.gyoda.lg.jp)